

第4 消防用設備等の設置単位

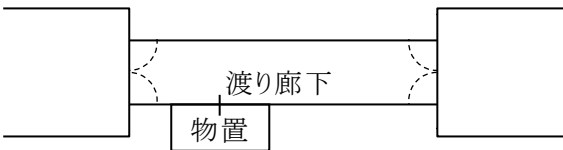
- 1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- （1）建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

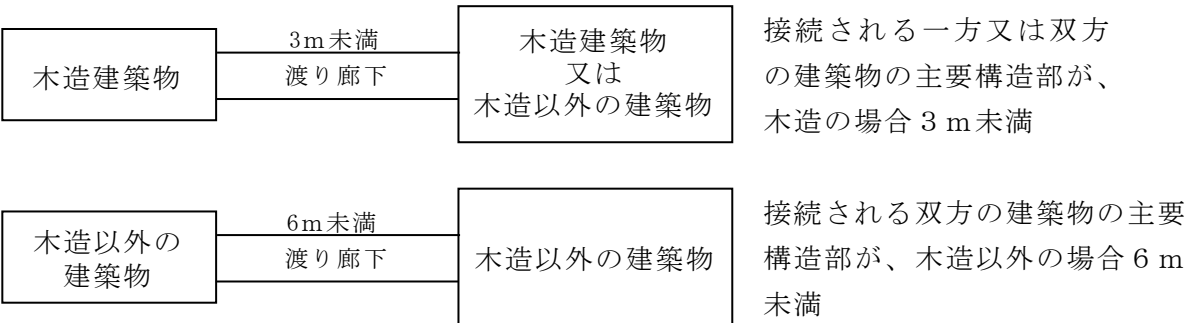
したがって、第4－1図の場合の別棟取り扱いは認められない。



第4－1図

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3 m未満、その他の場合は6 m未満であること。（第4－2図参照）

ただし、接続される双方の建築物の主要構造部が耐火構造で、渡り廊下が、不燃材料で造られた吹き抜け等の開放式である場合、この限りでない。

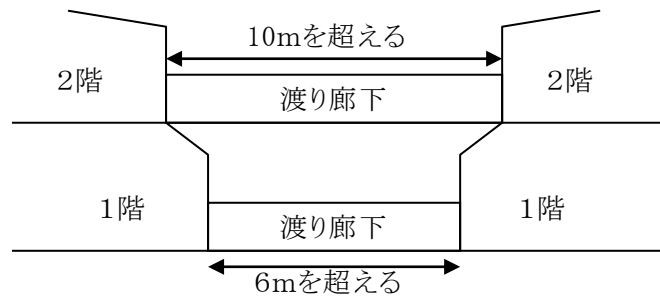


第4－2図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6 m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。（第4－3図参照）

ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りではない。

第4 消防用設備等の設置単位



第4－3図

※① (1)の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次により指導すること。

〔ア〕 建築物の両端の接続部分には防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けること。

〔イ〕 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものであること。

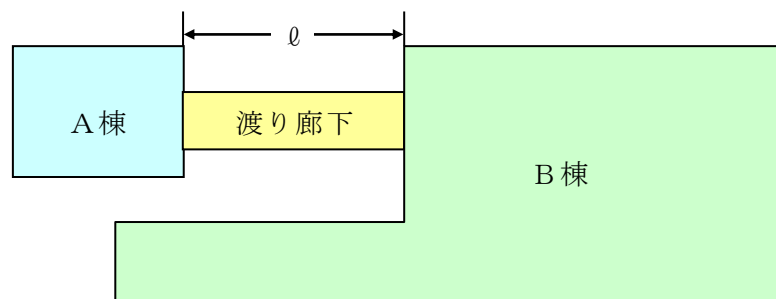
② 建築物相互間の距離は

〔ア〕 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。

（第4－4図参照）

〔イ〕 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離によること。

〔ウ〕 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

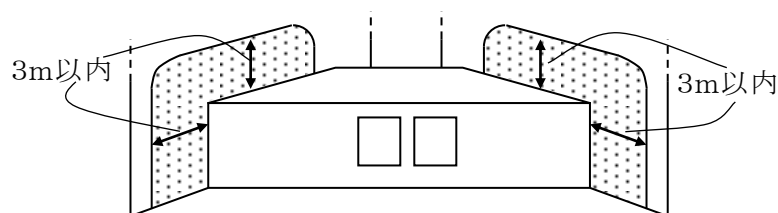


※ 建築物相互間の距離は ℓ による。

第4－4図

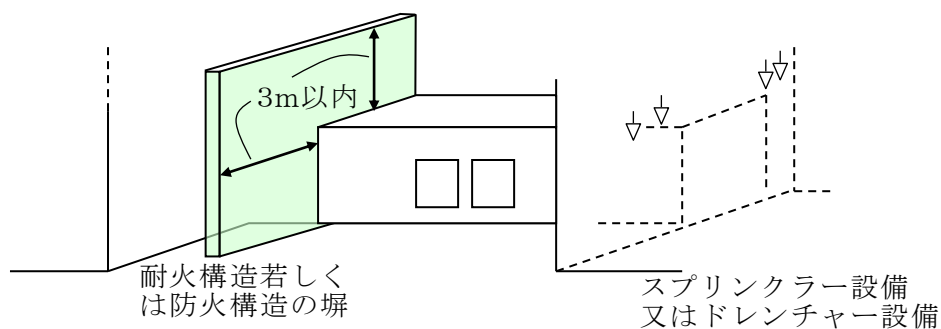
（ア） 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3 m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）については、次の a 又は b によること。（第4－5図参照）

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。



b a 以外のものについては、

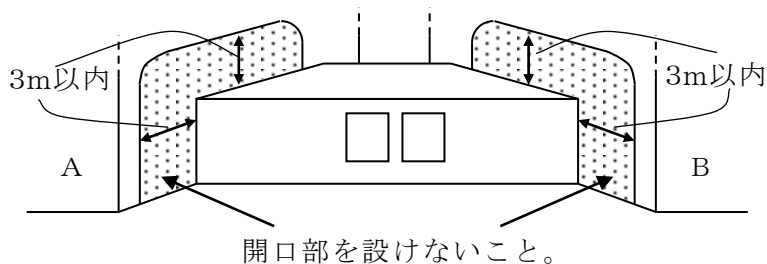
耐火構造若しくは防火構造の扉又は
スプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備 } で延焼防止上有効に保護
されていること。



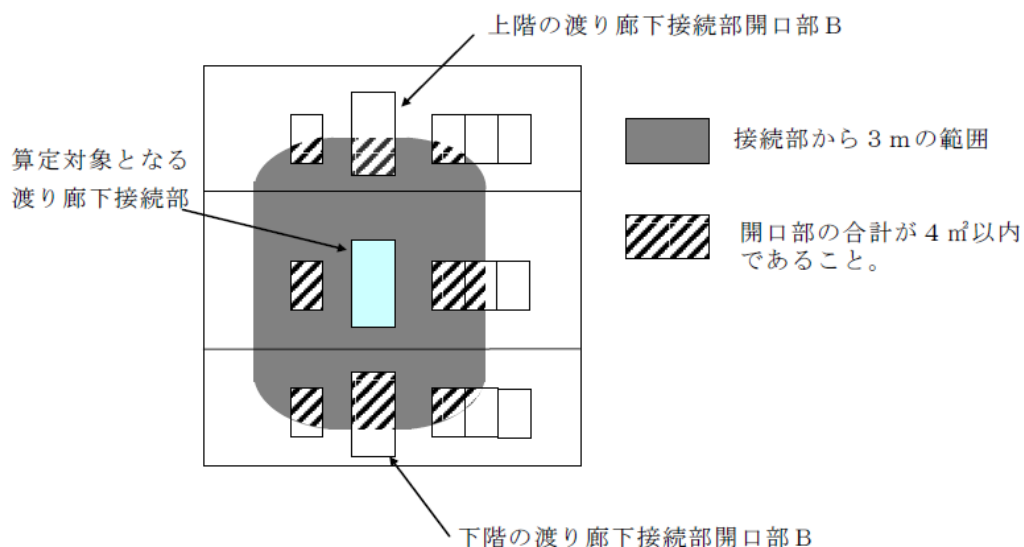
第4-5図

(イ) (ア)の外壁及び屋根（接続部からそれぞれ3 m以内の距離にある部分に限る。）には開口部を有しないこと。ただし、面積4 m²以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあつては、この限りではない。

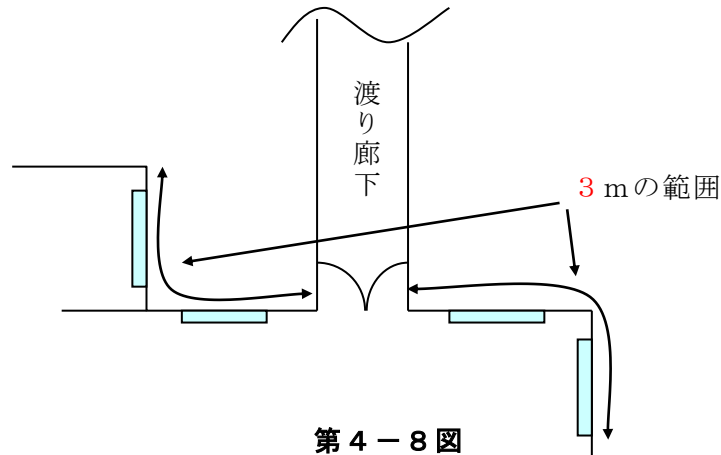
この場合の面積4 m²以内の開口部とは、第4-6図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4 m²以内のものをいうものであること。（第4-6～8図参照）



第4-6図



第4-7図



(ウ) 渡り廊下については次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等の開放式であること。

開放式の渡り廊下とは、建築物相互間の距離が1 m以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の $1/2$ 又は1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたものであること。

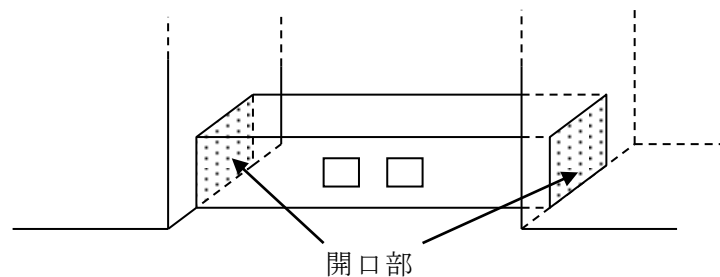
b a以外のものについては、次の(a)から(d)までに適合するものであること。

(a) 建築物相互間の距離は1 m以上であること。

(b) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(c) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積はいずれも 4 m^2 以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。(第4-9図参照)

なお、防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建設省告示第2563号(昭和48年12月28日)「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に規定する防火戸を設けること。



第4-9図

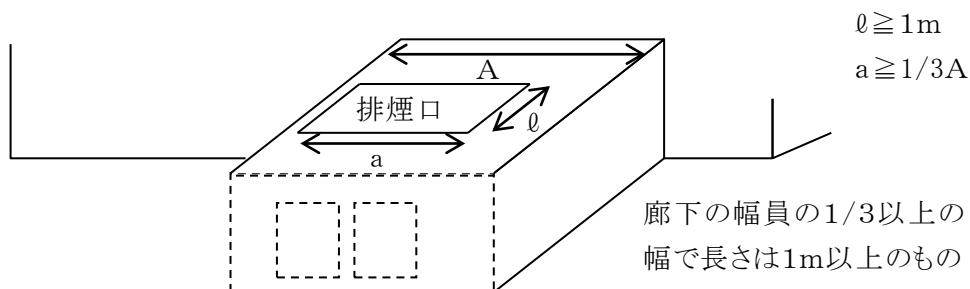
(d) 次の自然排煙開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャ

一設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。

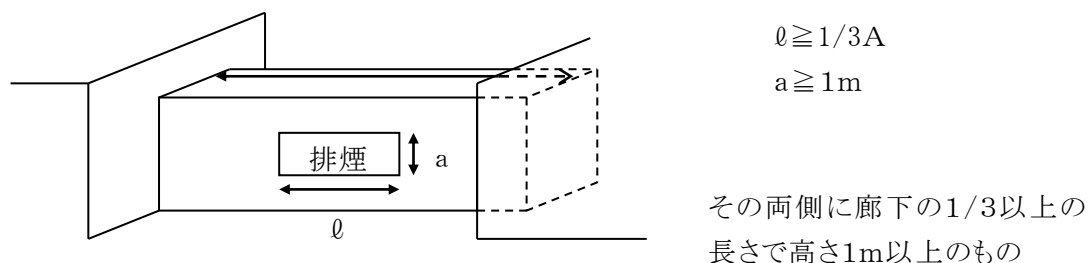
a' 自然排煙開口部（第4-10図参照）

開口面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、次の①又は②によるものとする。

① 屋根又は天井に設ける場合



② 外壁に設ける場合



第4-10図

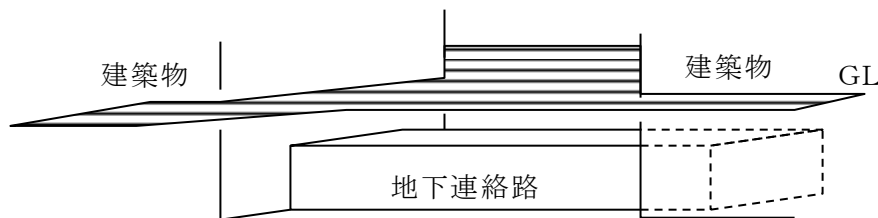
b' 機械排煙設備

① 渡り廊下内の煙を有効、かつ安全に排除できるもの。

（減圧方式又は加圧方式）

② 電気で作動させるものには非常電源を附置していること。

（2）建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの〔いわゆるドライエリア形式のもの〕を除く。以下同じ。）で接続されている場合（第4-11図参照）で、次のアからクまでに適合する場合



第4-11図

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路で接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置そ

第4 消防用設備等の設置単位

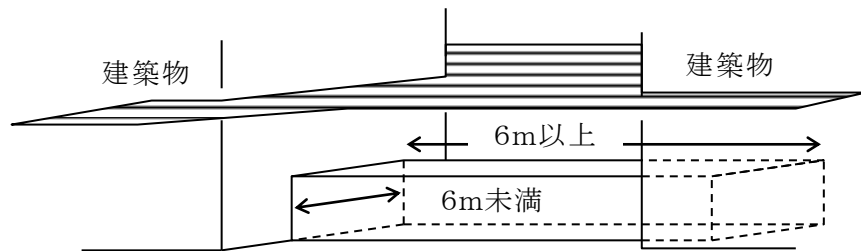
の他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

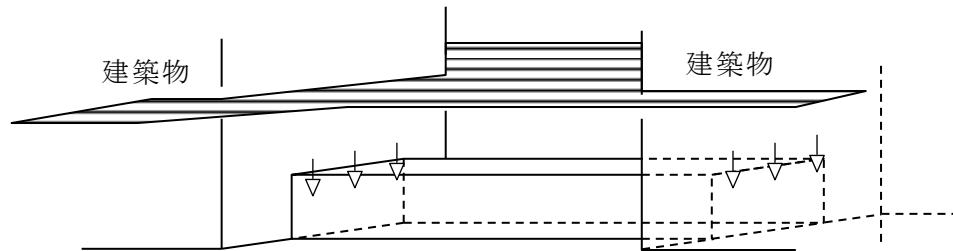
エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。

（第4－12 図参照）

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りではない。（第4－13 図参照）

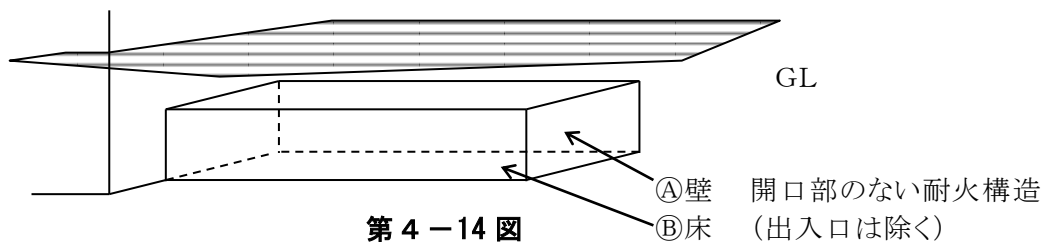


第4－12 図



第4－13 図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。（第4－14 図参照）



第4－14 図

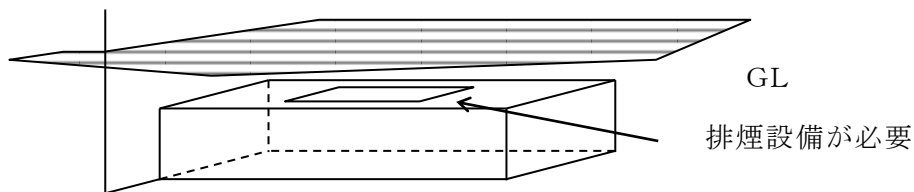
カ オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

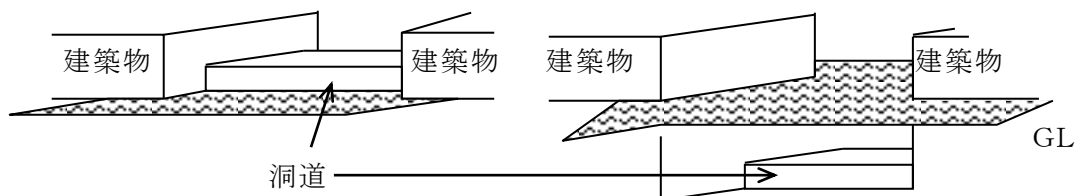
ク 地下連絡路は、内部の煙を有効かつ安全に外部へ排除できる非常電源を附置した機械排煙設備が設けられていること。（第4－15 図参照）

ただし、地下連絡路にスプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられている場合は

この限りではない。

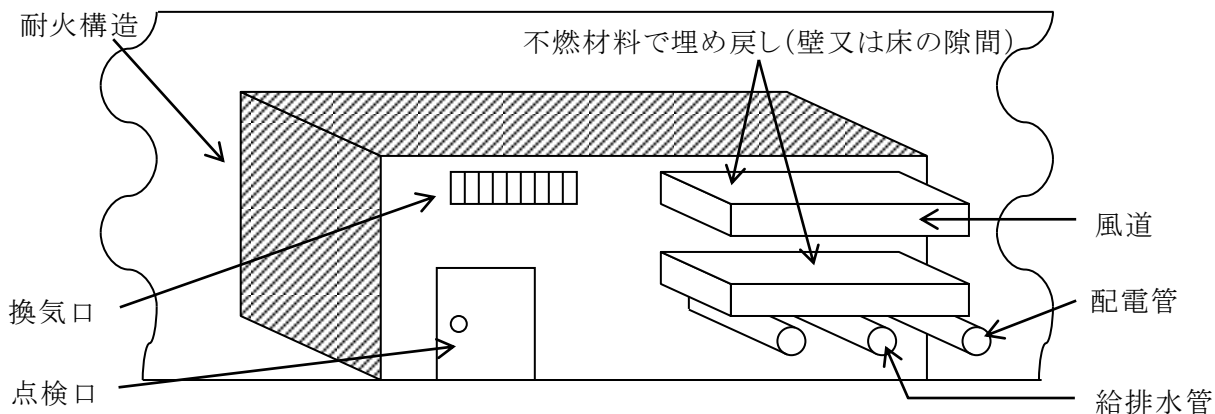


(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合（第4-16図参照）で、次のアからオまでに適合する場合



第4-16図

ア 建築物と洞道が接続されている部分の開口部及び点検口、排気口を除いて開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。（第4-17図参照）



第4-17図

イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めたものであること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りではない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。）

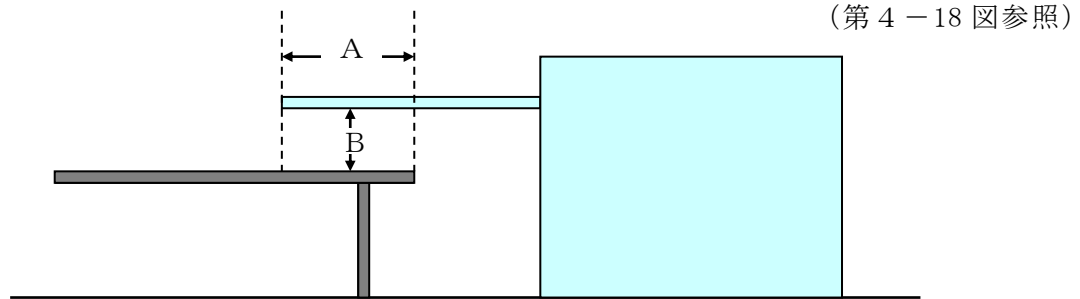
第4 消防用設備等の設置単位

が設けられていること。

オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

3 渡り廊下等の庇又は屋根による設置単位について

屋根又は庇（以下「庇等」という。）が「かぶさっている」防火対象物の設置単位については、下記の条件を満たす場合に限り別棟として取扱うことができる。👉



庇等の構造は不燃材料であること。

$$B \geq \frac{1}{2}A \text{ かつ } B \geq 10 \text{ cm}$$

第4-18図

4 地下通路等と隣接建築物との接続方法

(1) 公共の用に供する地下通路等と建築物の連絡について

公共の用に供する地下通路及び地下鉄駅のコンコース通路（以下「地下通路等」という。）と建築物の地階の部分とを連絡する場合においては、前2.(2)の規定に適合させること。

ただし、次のア～キに該当する「直通階段のホール部」（地下通路等に設けられた直通階段が、避難上有効に配置されている場合は、エ～カに該当する場合）により連絡する場合はこの限りでない。（第4-19～20図参照）

なお、上記いずれかの措置を講じたものについては、別棟として取り扱う。

ア 直通階段は地上の道路に直接面する出入口を有し、当該建築物の2階以上の階に通じない階段であること。

イ 直通階段の構造は次によること。

幅員2.5m以上、蹴上18cm以下、踏面26cm以上

ただし、幅員が満たない（最小幅員は1.4mまでとする。）場合においては連絡部分の幅員を比例按分により減ずるものとする。

ウ 直通階段とこれに接する建築物の部分とは連絡部を除き開口部のない耐火構造の床及び壁で区画すること。

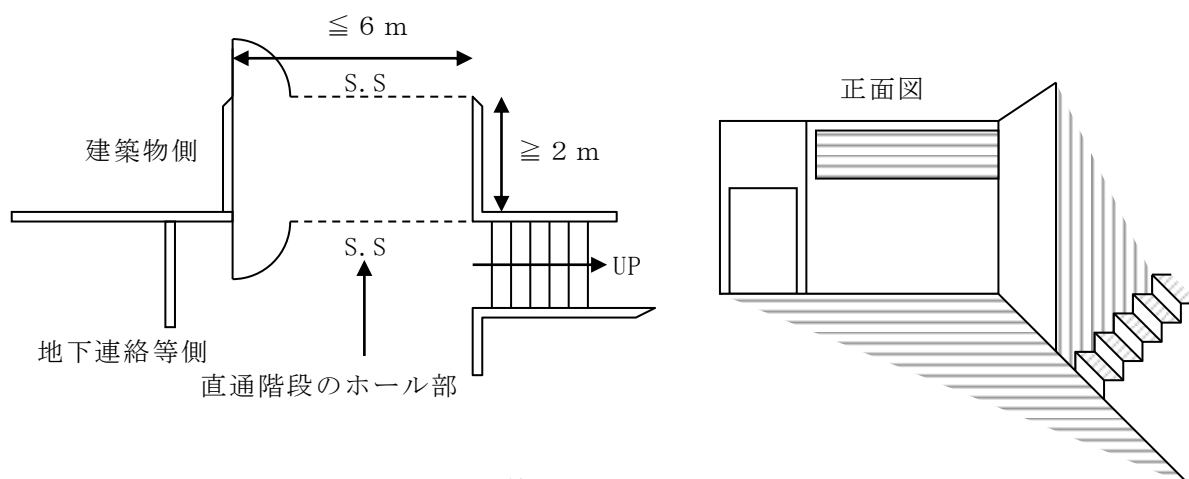
エ 同一建築物に2以上の連絡部を設ける場合は、その相互間の水平距離を20m以上とすること。

オ 連絡部の構造は、次によること。

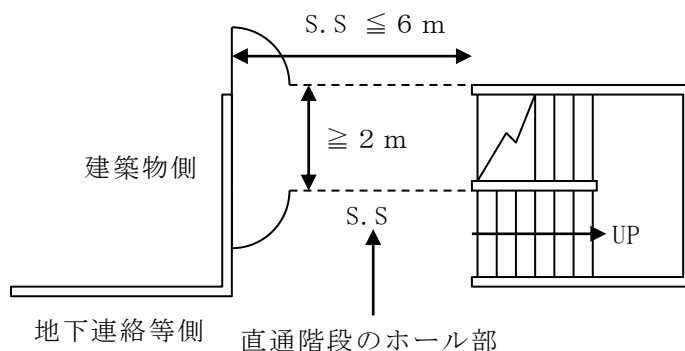
(ア) 連絡部の出入口を除き、耐火構造の床及び壁で区画すること。

(イ) 連絡する開口部は2重区画とすること。

- (ウ) 区画内の天井及び壁の屋内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- (エ) 連絡部の幅は6 m以下とし、長さ（2重区画として設ける防火戸相互間の距離）は2 m以上とすること。
- (オ) 連絡する開口部に設ける扉は、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する式のもので、建設省告示第2563号（昭和48年12月28日）「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に規定する構造とすること。



第4-19図



第4-20図

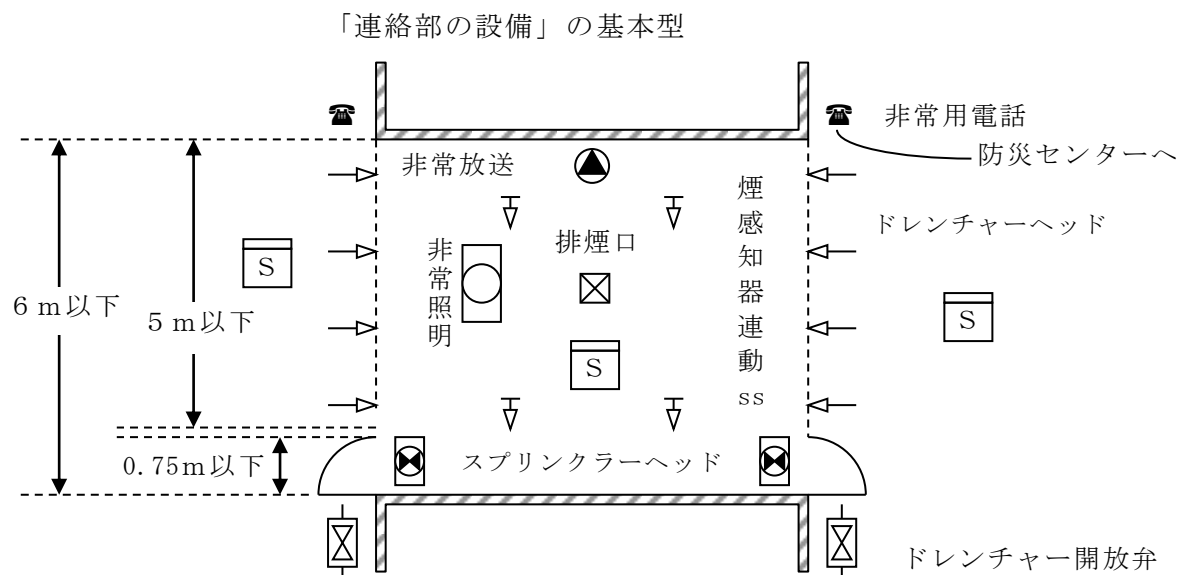
カ 連絡部には、次の設備を設けること。（第4-21図参照）

ただし、連絡する建築物の用途及び規模並びに連絡部の位置、構造及び設備等の状況によっては、一部を省略することができるものとする。

- (ア) 排煙設備（ $2 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 、min）
- (イ) 非常用照明
- (ウ) ドレンチャー設備
- (エ) スプリンクラー設備
- (オ) 非常放送設備

第4 消防用設備等の設置単位

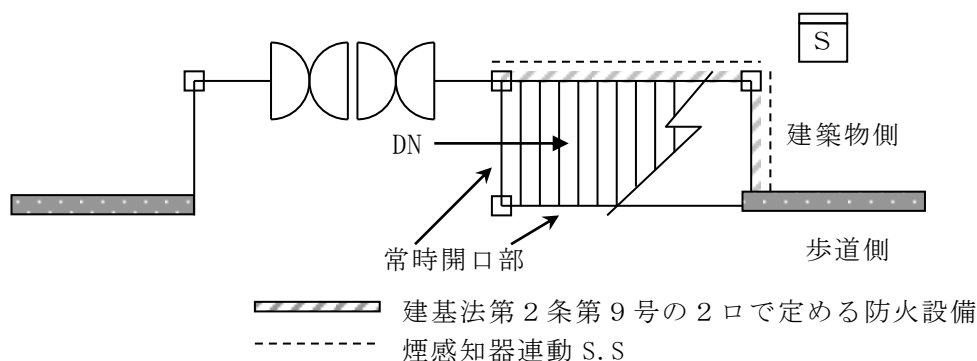
- (カ) 非常用電話
- (キ) 避難口誘導灯



第4-21 図

※ ドレンチャーヘッドについては、状況により内側に設ける場合もある。

- キ 連絡部を設ける地下通路等と建築物の防災センター等の相互間で、同時に通話できる設備を設けること。
- (2) 地下鉄駅の地上出入口と側面建築物との関連について
 - 下記による場合は、令第8条に準じて取り扱う。
 - ア 地上出入口の階段が建築物の外壁面（オーバーハングの下部）にある場合で、二方が常時外気に開放されている場合。（第4-22 図参照）



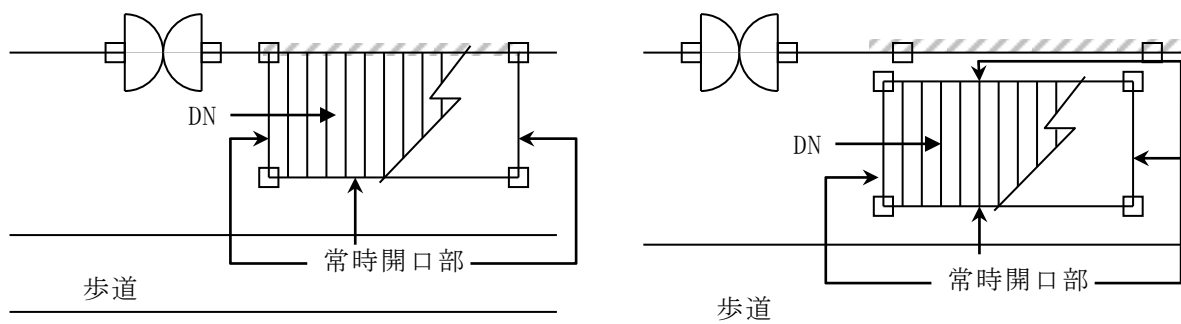
第4-22 図

建築物に面する階段区画を網入りガラス（フィックス）+S.S（煙感知器連動）、以上の防火措置を講ずること。

ただし、地上出入口に至る地下通路（開口部のない耐火構造の壁、床、天井で囲

まれた部分に限る。)が20mをこえる場合は、建基法第2条第9条の2ロで定める防火設備（フィックス）のみとすることができる。

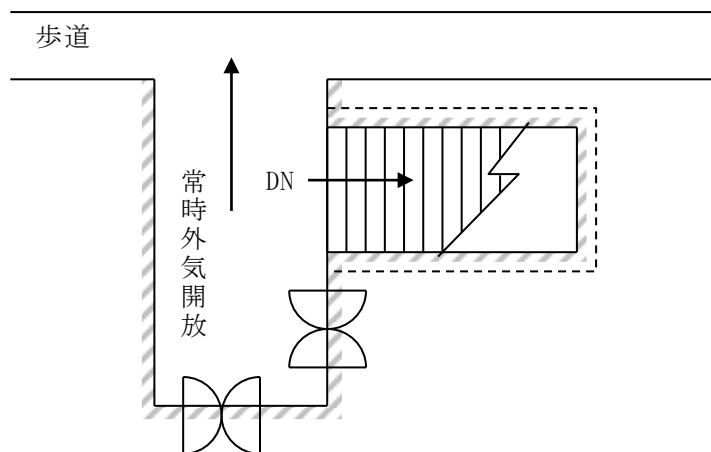
イ 前(ア)の場合で、三方以上が常時外気に開放されている場合(第4-23図参照)



第4-23図

両図とも地上出入口階段に面する建築物の側壁部分は建基法第2条第9条の2ロで定める防火設備（フィックス）のみとすることができる。

ウ 地上出入口が建築物内に取り込まれている場合は、令8条に準じて取り扱うことはできないが、出入口にいたる地下通路が20mをこえる場合で、第4-24図による場合は例外として取り扱う。



第4-24図

下記いずれかの措置を講ずる。

- ① 階段部分を防火設備（フィックス）+S.S（煙感知器連動）の区画とする。
- ② 地下通路部分を建基法第2条第9号の2ロで定める防火設備（常閉若しくは煙閉）にて区画した場合は階段区画は建基法第2条第9号の2ロで定める防火設備（フィックス）のみとすることができる。

なお、①、②いずれの場合においても建築物内の出入口に面する部分の開口部

第4 消防用設備等の設置単位

を建基法第2条第9号の2ロで定める防火設備とすること。